

## 令和5年度

### 第2回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和5年8月10日（木曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告事項	農地法第43条第1項の規定による届出について
議案第1号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に対する意見について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
議案第8号	和歌山市農地利用最適化推進委員の委嘱について

出席委員（19名）

1 番 井口 健

3 番 吉中 雅三

2 番 中村 弘

4 番 曾根 光彦

- 5 番 小方 保寛
- 6 番 井上 直樹
- 7 番 谷河 績
- 8 番 藪 利昭
- 9 番 藤田 城司
- 10 番 坂東 紀好
- 11 番 笠野 喜久雄
- 12 番 山本 茂樹
- 13 番 丸山 勝
- 14 番 吉川 松男
- 15 番 堀 良子
- 16 番 湯川 徳弘
- 17 番 貴志 年伸
- 18 番 藤井 友彦
- 19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦  
 課 長 前口 政明  
 副 課 長 藤田 誠一  
 班 長 中居 一樹  
 事務主査 西川 祐司  
 事務主任 田伏 諒  
 事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長

総会に先立ちまして、井上直樹委員をご紹介させていただきます。

井上委員、一言ごあいさつをお願いします。

(井上委員あいさつ)

ありがとうございます。

また、前回、紹介できていない和歌山市農業委員会事務局職員を紹介します。

事務主査の森元美沙です。

事務主査の西川祐司です。

事務主任の田伏諒です。

皆様よろしく申し上げます。

最初に、総会の進め方ですが、今回から、まず、事務局長の専決事項であります報告事項を説明させていただき、その後、議案の審査といたします。

第2回農業委員会総会を開催させていただきます。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長(谷河 績)

お暑い中出席ありがとうございます。

ただいまより、第2回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月28日、山本委員、小方委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉中委員、曾根委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、18件ありました。全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

なお、市外に在住の方が相続された件について、No. 2及びNo. 3は親族が引き続き耕作しております。

No. 14は登記地目は田ですが、現況は駐車場になっており、平成11年に転用届出済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。

なお、No. 2は、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 4と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績）

この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で5件ありました。

なお、No. 4は、報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo. 2と関連しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が2件ありました。

内訳は、農業用道路1件、農業用資材置場1件です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。

7月10日付、7月19日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で16件ありました。

7月10日付、7月19日付、7月31日付で受理通知書を交付しています。

なお、No.5、No.8、No.11、No.14、No.16は使用貸借権設定、No.10は賃借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、36件ありました。

面積は田が75,863平方メートル、畑が3,792平方メートル、合計面積が79,655平方メートルです。

なお、令和5年6月29日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

農地法第43条第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

農地法第43条第1項の規定による届出についてという資料を配布していますのであわせてご覧ください。

本件は、農地法第43条第1項に規定する届出で、あらかじめ農業委員会へ届出を行った場合には、底面を全面コンクリート

張りとした場合であっても農地転用には該当しないとするものです。

平成30年の法改正以来、和歌山市では初めての届出となります。

申請地は、西山東地区・・・に位置し、敷地面積388.85㎡、壁面をサイディングで覆う建屋を建設し、イチゴの水耕栽培を行うとのことです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に対する意見について、提案いたします。

◆農林水産課 中元課長 番外 説明します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定並びに、同法施行規則第2条の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元に配布しております別添資料も併せながらご覧ください。

それでは、基本構想の概要から説明させていただきます。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、和歌山県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が見直されました。

そのため、市の基本構想も、県の基本方針の基本的な考え方に則していることから、基本構想の見直しを行うものです。

この基本構想において、農業者による「農業経営改善計画」（認定農業者）や、新

たに農業経営を営もうとする青年等による「青年等就農計画」（認定新規就農者）を認定しており、また、農業委員会で諮問いただいている農用地利用集積計画や、農地中間管理事業等に関する事項についても定めております。

次に、今回の見直しの内容ですが、第1、第2、第3、第5については、県基本方針に合わせた記載内容への変更及び短文化を行ったものですが、第4と第6について、現行の基本構想から大きく変更となっておりますので、その2点について詳しく説明させていただきます。

2ページ目の真ん中をご覧ください。

1点目について、第4の「第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の項目1から4までが今回追加となっております。

現行の基本構想では、認定農業者等のいわゆる「担い手」の育成が中心でありましたが、今回の改正により、担い手に限らず農業生産に関わる多様な人材も含めた「農業を担う者」の確保・育成を図るための体制整備等について定めております。

次に、3ページ目をご覧ください。

2点目は、第6の「農業経営基盤の強化の促進に関する事項」の項目1に、新たに地域計画推進事業が追加されております。

これにより、「全般」にある利用権設定等促進事業及び農地利用集積円滑化事業が廃止されましたので、これらの事業に関する記載については、削除となっております。

この2点目の変更が、農業委員会の業務に深く関連しております。

利用権設定等促進事業が廃止され、地域計画推進事業へ移行することにより、農業

委員会で諮問頂いている農用地利用集積計画は農用地利用集積等促進計画へと変更になります。

今後、農地の権利移動については、全て農地中間管理事業によるものとなります。

以上の見直しについて、和歌山県に協議申請をするにあたり、農業委員会のご意見をお聴きしたいので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆1番（井口 健） すべて中間管理機構へもって行くということですが、今我々が持っている耕作放棄地まで全部持って行ってくれるのですか。

◆藤田副課長 この農用地利用集積等促進計画ですが契約が出来ているものすべてが令和6年から公社を通した契約になるのですが、耕作放棄地、契約の無いものについては公社に行くわけではありません。貸し手と借り手が結びついたものについては公社を通じて一元化となるのですが、借り手がないものまでは公社は引き受けてくれません。

◆1番（井口 健） 契約しているものについては今後、全部、中間管理機構が管理していき、契約していないもの、いわゆる借り手を見つけるのが非常に難しい耕作放棄地のような農地については、今まで通り農業委員会が農地に戻すべく努力をしなければならぬということですかね。

◆中居班長 整理させてもらいますが、令和5年の4月に法改正され、今までの利用権という制度が中間管理事業に一本化されて経過期間として令和6年度末までは利用

権と中間管理事業は併行していけますが、令和7年度以降の契約は中間管理事業一本になります。

ただし、現在利用中の利用権については契約終了まで利用権を利用できますが、新たな契約については中間管理事業一本になります。

耕作放棄地に関しましては今後も農業委員会から指導の文書を送付させていただきます。

◆10番 (坂東 紀好) 担い手の育成ということで、我々も新規就農者の審査という形がかかわっていますが、新規就農者へのコストの投資など農協として行政の支援も受けながら行っておりますが、最近はすべてではないですが融資の延滞であったり自己破産であったりが増えてきています。

こうしたときに農協もがんばっていますが行政の保証をしていただくとかしないと融資を行うのが困難になってきている。

本当に事業計画どおり進んでいるか後追い調査等をやりたいと思います。

◆農林水産課 中兀課長 十分配慮したいと思います。

◆16番 (湯川 徳弘) 農林水産課の方にお聞きします。

和歌山市の優良農地は限られています。そうした優良農地が都市計画によって、新たな優良企業の誘致によって無くなってゆく、こういう事が起きていますがこれについて農業者の支援とからめて、どういうふうに総合的に判断されているか聞きたいのですが。

◆農林水産課 中兀課長 農林水産課としては農業を推進し農業を守ってゆく立場にあります。

一方、都市の開発ということも進めてゆくということもあります。

その辺につきましては都市計画部と農林水産部とで連携し対応していきたいと考えております。

◆会長 (谷河 績) ほかにございませんか、ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

農林水産課職員の退出を認めます。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長 (谷河 績) 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が12件ございました。

№1 20年以上前から山林となっている。

№2 20年以上前から山林となっている。

№3 昭和50年頃より車庫として利用している。

№4 昭和50年頃より山林となって

いる。

No 5 昭和62年頃より宅地として利用している。

No 6 50年前から山林となっている。

No 7 昭和55年頃から公園用地として利用している。

No 8 平成5年以前より山林となっている。

No 9 平成5年以前より山林となっている。

No 10 平成5年以前より山林となっている。

No 11 平成5年以前より山林となっている。

No 12 50年以上前から倉庫として使用している。

これらは、非農地証明の交付条件(4)もしくは(5)の土地であり、(7)から(9)の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で9件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第

2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 1とNo. 2は贈与になります。

No. 7は新規耕作です。

また、No. 7については新規耕作でかつ面積が1,000平方メートル以上のため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長(谷河 績) No.7につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っておりますので小方委員さん報告願います。

◆5番(小方 保寛) 7月28日に山本委員、吉川委員と私並びに事務局で、現地調査と事情聴取を行いました。

申請者は・・・で申請地に隣接する土地で繊維業を営む自営業者で、父親が農業を営んでいる事、この地域で就農している友人知人が多いことから農業に関心を持っていました。

自営する会社の取引先に、この友人の作る柑橘類を贈答に使ったところ評判がよく、次第に自分でも作ってみたいという気持ちが強くなってきたという事です。

譲渡人からたまたま農地を手放したいという話があり、友人からも栽培を教えられるからと後押しされ、就農の決意をしたようです。

申請地は譲渡人が果樹等の栽培を行っていたようであるが、現在は樹木が伐採され雑草もなく整地されている状況です。

申請者の自宅から車で5分の距離であり、妻と2人ではるみ等を栽培する計画であり、農機具類は父親所有のものが揃っており、また譲渡人からも農機を一部譲り受けたとのこと。

また、周辺の就農者の取り決めに従い農薬等の使用を教わりたいなど、農業に対する意欲、周囲への協調性が認められます。

以上の点から特段問題のないものと思われました。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、川永地区・・・及び紀伊地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人です。

昨年にも申請地北側の土地を露天資材置場として転用し敷地の拡張を行いました。依然として搬入待ちの車両が入りきらず、通行に支障をきたすおそれがあるため、当該申請地を露天資材置場に転用申請するものです。

No. 2 申請地は、西和佐地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、・・・を営む法人へ貸し出し用の露天駐車場に転用するものです。

No. 3 申請地は、和佐地区・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、今後この地域周辺で建築事業を拡大していくにあたり、資材を保管するスペースを確保するため、当該申請地を露天資材置場へ転用するものです。

なお令和5年6月13日付けで農用地区域を除外しております。

No. 4 申請地は、三田地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、露天資材置場に転用後、備考に記載されている・・・に貸し出すものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

また、No. 4については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 4につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆12番（山本 茂樹） 7月28日吉川委員、小方委員、事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者及び申請地は議案書の通りです。

申請の内容は・・・が資材置場として賃貸することを目的に農地を購入して転用しようとする許可申請です。

資材置場の借主は・・・です。



契約書も添付されております。

この会社が取引をしている・・・から増産要請を受けたために現在の資材置場だけでは不足することとなり、対応すべく場所を探していたところ吉原工場に近い当地、また、・・・との取引で南インターに近い当地が理想的な候補地であるために資材置場として借りていただけることとなり、当申請に至ったとのことです。

申請者が造成するこの土地は、東側はL型擁壁、北側はコンクリート擁壁にして表面は碎石の転圧仕上げになります。

排水は南側水路へ流す予定で紀の川左岸土地改良区の同意も得ていて問題ないと思えます。

なお、現場は・・・に隣接している所ですので迷惑をかけないようにするとのことです。

以上ですが皆様の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆13番（丸山 勝） No.4の件ですが進入路はありますか。

◆藤田副課長 進入路は南側県道から里道を拡幅した用地を通して進入できます。耕地課の許可もとっております。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

ないようですので議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が10件ありました。すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No.1からNo.8については、農業委員会による利用権の新規設定、No.9及びNo.10については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が14,555平方メートル、畑が1,312平方メートル、合計面積が15,867平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が2件あり、面積は、田3,661平方メートルです。 以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和4年10月12日、三田地区・・・で（29件、53筆）を和田推進委員とともに、また、令和5年4月14日、加太地区・・・で（46件、112筆）を中島推進委員とともに、令和5年5月2日、直川

地区・・・で（18件、43筆）を宮路推進委員とともに、現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書8件の提出がありました。面積は、田が17筆、5,471㎡、畑が13筆、4,760㎡です。

議案書番号1～8について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 和歌山市農地利用最適化推進委員の委嘱について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

議案につきまして、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催していますので、選考委員会副会長の山本委員より報告願います。

◆12番（山本 茂樹） 報告します。

選考委員会は、設置要綱に基づき、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する

事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者、定員13人を選定いたしました。

各担当区域割と定員については、令和5年5月12日の総会において「和歌山市農地利用最適化推進委員選任に関する規程」の変更として決定を行っています。

次に、具体的な審査内容として書類及び面接審査を行い、地域との結びつき等も考慮しました。

区域別では、北西部と南西部については各定員1人のところそれぞれ1人の申し込みがありました。

いずれの区域の申込者も、審査の結果、推進委員としての職務を適切に行うことができると判断しました。

北部につきましては、定員3人のところ、4人の申し込みがあり、それぞれの候補者とも推進委員としての熱意と識見がありましたが、審査の結果、議案にある候補者がより適正であると判断しました。

東部と南部につきましては、定員4人のところ5人の申し込みがあり、それぞれの候補者とも熱意と識見がありましたが、審査の結果、議案にある候補者の方が、より適性があるとして判断しました。

以上のとおり、選考委員会として議案にある13人の候補者を選定したことを報告します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第8号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第8号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようでございます  
ので第2回総会を閉会いたします。

13時50分 閉会